

内閣参質二〇〇第五八号

令和元年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員杉尾秀哉君提出「桜を見る会」の運営の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員杉尾秀哉君提出「桜を見る会」の運営の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「招待者の推薦に関与」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

「桜を見る会」において提供された飲食物については、企画競争により選定された事業者から提案を受け、内閣府が決定しているところである。その飲食物の具体的な内容については、その品目が多岐にわたること等から、網羅的にお答えすることは困難であるが、菓子類、御飯類、飲物等を提供しており、平成二十一年から平成三十一年までのものにはお尋ねの「獺祭」が含まれていた。

三について

お尋ねの「「桜を見る会」の開催経費」の具体的に意味する範囲が必ずしも明らかではないが、「桜を見る会」の「会場等設営等業務契約額」及び「飲食物提供業務契約額」については、既に文書の保存期間が満了している平成二十五年を除き、平成二十六年以降のものについてお示しすると、次のとおりである。

「会場等設営等業務契約額」

平成二十六年 七百四十四万六千六百円

平成二十七年 千五十二万五千三十二円

平成二十八年 千四百五十万九千百五十二円

平成二十九年 千五百四十二万二千四百円

平成三十年 千六百四十一万六千円

平成三十一年 千八百十四万四千円

「飲食物提供業務契約額」

平成二十六年 千三百四十九万八千円

平成二十七年 千三百四十九万八千円

平成二十八年 千九百二十二万二千二百八円

平成二十九年 千九百二十万円

平成三十年 二千百三十五万五千三百十二円

平成三十一年 二千九十一万三千二百三十二円